

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
 (医療広告ガイドライン) (抄) 【新旧対照表】

(下線部分を改正)

改正後	改正前
<p>第1～3 (略)</p> <p>第4 広告可能な事項について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広告可能な事項(法6条の5第3項)の具体的な内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの(第9号関係)</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>(中略)</p> <p>① 医師、歯科医師の専門性資格</p> <p>a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格(基本的な診療領域に係るものに限る)を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科</p>	<p>第1～3 (略)</p> <p>第4 広告可能な事項について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広告可能な事項(法6条の5第3項)の具体的な内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの(第9号関係)</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>(中略)</p> <p>① 医師、歯科医師の専門性資格</p> <p>a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格(基本的な診療領域に係るものに限る)を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科</p>

及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線及び補綴歯科をいうこと。
(後略)

及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科及び歯科放射線をいうこと。
(後略)